

令和7年度岩手県立産業技術短期大学校学生寮給食業務委託 仕様書

委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

業務の実施にあたり、受託者は食品衛生法(昭和22年法律第233号)、その他関係法令等を遵守し、また、当校の円滑な教育運営を担う目的をもって誠実に履行しなければならない。

1 給食業務

給食業務とは、献立の作成、調理、盛り付け、食器類の洗浄、厨房等ホール内の清掃、整理その他これらの業務に附帯する業務をいう。

2 給食の提供を受ける者

給食の提供を受ける者は、岩手県立産業技術短期大学校学生寮に入寮している学生(以下「寮生」という。)とする。

3 給食提供日

令和7年度の給食提供日は、令和7年4月8日(火)から令和8年3月11日(水)までとし、土曜日、日曜日、祝日、学生が登校しない日(休校日、学校行事に伴う代休日、夏期・冬期・春期休業等)は提供しないほか、学校行事当日の一部の給食は提供しないことがある。

○令和7年度 給食提供日数(見込) 199日

○令和7年度 給食を提供しない日(予定)

夏期休業：令和7年7月26日(土)～令和7年8月18日(月)

冬期休業：令和7年12月26日(金)～令和8年1月6日(火)

春期休業：令和8年3月13日(金)～令和8年3月31日(火)

休校日及び学校行事に伴う代休日：計6日

※1 学校行事当日の朝食、昼食、夕食の提供の有無については、別途指示するものとする。(計4日程度)

※2 契約年度以降の給食提供日については、当該年度の最後の給食提供日までに翌年度分を提示するものとする。

4 給食数量

(1) 寮生は、すべて摂食することを原則とする。ただし、やむを得ない場合に限り欠食することを認め、原則として4日前までに給食業務受託業者へ届け出るものとする。

(2) 給食予想数量は、おおむね次のとおりとする。なお、給食予想数量は、令和6年度の摂食率を参考に積算したものであり、この見込数を保証するものではない。

ア R6摂食率 78.1% (朝食 57.7% 昼食 93.3% 夕食 83.3%)

イ 年間 13,521食 (R6入寮者数29人×給食提供日数199日×3食×R6摂食率78.1%)

ウ 月平均 約1,126食 (上記年間食数を12月で除したもの。月によって変動あり。)

5 調理、給食の場所及び給食時間

(1) 調理、給食の場所は、学生ホールとする。

(2) 給食時間は、次のとおりとする。

ア 朝食 7時30分～8時30分

イ 昼食 12時～13時

ウ 夕食 17時45分～19時15分

ただし、寮生は、18時45分までに学生ホールに入室しなければならないものとする。

6 給食材料費

1食当たりの給食材料費は、消費税及び地方消費税を除き、朝食 392 円、昼食 478 円、夕食 538 円とする。

7 光熱水費について

受託者は、委託者の提供する厨房施設設備及び用水、電気、ガスを使用して給食業務を行うものとする。

8 給食内容

- (1) 給食の献立は、給食の提供を受ける者の所要栄養基準を満たすような食品構成と食品原材料の選択に配慮し、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、毎月最終週の木曜日までに翌月の献立表を委託者に提出し承認を得るものとする。
- (3) 献立表を変更する場合は、2 日前までに委託者に提出し承認を得るものとする。

9 給食料金

- (1) 受託者は、前記 6 の給食材料費について、翌月 5 日までに請求書を寮生又は保護者に送付するものとする。
- (2) 寮生又は保護者は、請求された料金を、請求された月の 15 日までに受託者に支払うものとする。

10 業務従事者の配置

- (1) 受託者は、給食業務及びこれに附帯する業務を遂行するため、栄養士の資格を有する者を、現場に常勤または非常勤として従事させるものとする。
なお、非常勤の場合は、委託者からの連絡等に対応できる体制の確保に努めるものとする。
また、調理師その他給食業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を配置し、給食業務に従事させるものとする。
これらの現場に配置した者の中から現場責任者を置くものとする。
- (2) 業務従事者は、業務に従事するときは、一定の衣服を着用し、業務従事者であることを明瞭にしなければならない。

11 業務従事者の通知

- (1) 受託者は、委託業務の着手前に、業務に従事させる者の委託業務従事者名簿（様式 1 号）及び業務従事者の履歴、資格、免許その他必要な事項を書面により委託者に届けなければならない。
- (2) 業務従事者を交代した場合も同様とする。

12 業務従事者の管理

- (1) 受託者は、業務従事者の身元保証、就業、健康管理等については、産業技術短期大学校の運営に支障を来さないようにしなければならない。
- (2) 委託者は、業務従事者のうち給食業務を実施させるのに不適當な者がいると認めるときは、その理由を示して受託者に必要な指示をすることができる。
- (3) 受託者は、業務従事者の健康診断を年 1 回及び検便を月 1 回実施し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。

13 設備、什器等の貸与

委託者は、給食業務の委託にあたり必要と認められる別紙の設備、什器等を無償で受託者に貸与し、使用させるものとする。

14 業務管理

- (1) 受託者は、施設、設備の維持保全、給食業務のための作業管理、衛生管理及び原材料管理等については、善良な管理者の注意を払ってその業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、給食業務により生じた食中毒等の疾病については、その責を負わなければならない。

15 給食業務日誌

受託者は、給食業務日誌（様式2号）を作成し、翌日委託者に提出しなければならない。

16 火災等の防止

受託者は、業務従事者の中から火気取扱責任者を選任し、火災等の防止に万全を期さなければならない。

17 その他

- (1) 寮生以外の通学生等校利用者（以降「校利用者」）の要望等をふまえ、受託者に当該校利用者を対象として昼食提供する意向がある場合、寮生への給食提供に支障がない範囲でそれを妨げない。

ただし、この場合に要する分の光熱水費は受託者の負担とする。その負担割合については、寮生を含む全提供食数に占める校利用者への提供食数の割合を基本として、双方協議のうえ決定する。

なお、この場合の給食材料費は、前記6の限りではない。

- (2) やむをえない事情等により、本仕様書に基づいて委託業務を行うことが困難な場合は、その都度、委託者及び受託者において協議するものとする。

厨房機器配置図



